

コーポレート・ガバナンス基本方針

株式会社キッツ

〈目 次〉

第Ⅰ章 総則

- 【1】 目的
- 【2】 コーポレート・ガバナンスの基本的考え方
- 【3】 コーポレート・ガバナンス基本方針の開示・制定・改正・廃止

第Ⅱ章 株主との関係

- 【1】 株主の権利・平等性確保
- 【2】 株主総会
- 【3】 株主との対話
- 【4】 資本政策
- 【5】 政策保有株式
- 【6】 当社株式の大量取得行為に対する対応
- 【7】 株主の利益を害する可能性のある資本政策
- 【8】 関連当事者間取引

Ⅲ章 株主以外のステークホルダーとの協働

- 【1】 サステナビリティを巡る課題への対応
- 【2】 顧客との関係
- 【3】 取引先との関係
- 【4】 地球環境問題への取り組み
- 【5】 地域社会との関係
- 【6】 社員との関係
- 【7】 アセットオーナーとしての役割

第Ⅳ章 適切な情報開示

- 【1】 情報開示の充実
- 【2】 英文による情報開示

第Ⅴ章 ガバナンス（統治機能）

- 【1】 機関設計と基本的枠組み
- 【2】 取締役会・取締役
 - 1. 取締役会の役割・責務
 - 2. 取締役会の構成
 - 3. 取締役の役割・責務
 - 4. 指名委員会・報酬委員会
 - 5. 取締役会の運営
 - 6. 取締役会の実効性評価
 - 7. 取締役の報酬
- 【3】 監査役会・監査役
 - 1. 監査役会の役割・責務
 - 2. 監査役会の構成
 - 3. 監査役（常勤監査役・社外監査役）の役割・責務
 - 4. 監査役の報酬

- 【4】 会計監査人による適正な監査の確保
- 【5】 会計監査人・監査役・独立社外取締役・内部監査室の連携
- 【6】 内部統制システムの運用
- 【7】 取締役・監査役のサポート体制
- 【8】 取締役・監査役のトレーニング体制

第 I 章 総 則

【1】 目的

当社は、「キッツグループ企業理念体系(キッツ宣言、長期経営ビジョン及び行動指針)」を定める。

この「コーポレート・ガバナンス基本方針」は、キッツグループ企業理念体系に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、取り組み姿勢及びその枠組みについて定めるものである。

■ キッツ宣言

わたしたちは

流体制御技術と材料開発で社会インフラを支え

ゆたかな地球環境と持続可能な未来を創造していきます

■ 長期経営ビジョン

Beyond New Heights 2030

「流れ」を変える

■ 行動指針

Do it KITZ Way (Do it True・Do it Now・Do it New)

【2】 コーポレート・ガバナンスの基本的考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることは、企業の社会的責任を果たし、経営の効率性や透明性を高め、持続的な企業価値の向上に資するものであることを認識している。そのため、あらゆるステークホルダーからの信頼に応え、企業の社会的使命と責任を果たすとともに、コンプライアンスを重視し、かつ経営環境の変化に対応できる適確かつ迅速なトップマネジメント及び業務執行の体制を整備し、継続的に運用することにより実効性のあるコーポレート・ガバナンスを目指す。

【3】 コーポレート・ガバナンス基本方針の開示・制定・改正・廃止

- (1) 「コーポレート・ガバナンス基本方針」は当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (2) 「コーポレート・ガバナンス基本方針」の制定・改正・廃止は取締役会が決定する。

第Ⅱ章 株主との関係

当社は、すべての株主の実質的な平等性を確保し、株主が権利を適切かつ円滑に行使することができるよう環境の整備に努める。

【1】株主の権利・平等性の確保

少数株主及び外国人株主を含むすべての株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行う。

- (1) すべての株主をその有する株式数に応じて平等に取り扱う。
- (2) 株主間に情報格差が生じないよう適時適切に情報の開示を行う。
- (3) 株式取扱規程において株主の権利行使の方法等を定め、同規程及び株式手続きに係る案内情報を当社ウェブサイトにおいて開示する。

【2】株主総会

株主が株主総会において適切に権利行使ができるよう、次の通り環境整備を行う。

- (1) 株主総会の開催日は、いわゆる株主総会の集中日を可能な限り避けるとともに、株主との対話の充実や株主への正確な情報提供等の観点を考慮して設定する。
- (2) 株主が適切に議決権を行使することができるよう、株主総会の招集通知を遅くとも株主総会開催日の18日前までに発送することに努めるとともに、発送に先立ち、招集通知をTDnet及び当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (3) 取締役及び監査役の候補者については、招集通知にその略歴、兼任状況及び候補者とした理由を開示するほか、取締役及び監査役の解任を行う場合においてもその理由を開示する。
- (4) 議決権の電子行使を可能とするため、議決権電子行使プラットフォームを利用する。
- (5) 会社が提案する付議議案に相当程度の反対票が投じられた場合は、その原因の分析等の実施と対応について検討する。
- (6) 議案の賛否結果については、原則として、株主総会開催日の翌日に金融庁に臨時報告書を提出するとともに、当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (7) 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権を行使及び質問することは原則として認めない。ただし、それらの機関投資家が株主総会で権利行使を行う希望が表明された場合は信託銀行等と協議する。
- (8) 法令及び定款に基づき、株主総会付議事項の一部である自己株式の取得、剰余金の配当、取締役及び監査役の責任免除に関する事項を取締役会に委任する。

【3】株主との対話

株主との対話を重視し、適時・適切な情報提供及び株主の理解の促進を図るため、次の取り組みを行う。

- (1) 株主との対話を促進するため、IR担当執行役員を選任する。
- (2) すべての株主及び投資家に対し、適時・正確かつ公正に情報を提供するため、ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (3) 原則として、機関投資家及びアナリストを対象とする決算説明会を四半期ごとに、個人投資家を対象とする会社説明会を毎年開催し、社長またはIR担当執行役員が説明を行う。また、必要に応じて社外取締役を含む取締役及び監査役が出席し、株主との対話を促進する。
- (4) 株主から面談の申し入れがある場合は、原則としてIR担当部門長が対応することとし、面談の趣旨及び所有株式数などに応じて、社長またはIR担当執行役員が対応する。
- (5) 株主との対話を行う場合は、インサイダー取引防止のため、情報の適切な管理を行う。
- (6) 長期経営ビジョン及び中期経営計画等について、分かり易い方法で説明する。

- (7) 株主との対話を補助するため、必要に応じて、広報・IR室、経営企画部、経理部、サステナビリティ推進室、総務部及び法務部等の有機的な連携を図る。
- (8) 機関投資家及びアナリストとの対話において把握した意見・要望等を社長及びIR担当執行役員に定期的に報告し、必要に応じて、社長がその内容を取締役会及び経営会議に報告するとともに、経営改善に活用する。
- (9) 決算短信及び有価証券報告書等の決算情報のほか、経営情報、株式・株主総会の情報等のIR情報を当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (10) 毎年6月末及び12月末時点における株主構造の把握を行う。

【4】 資本政策

資本政策は、その動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、次の取り組みを行い、当社ウェブサイト等への開示を通じて説明する。

- (1) 資本コストを意識した経営、成長投資・事業リスクにも対応し得る最適資本構成及び株主還元を資本政策の基本とする。
- (2) 長期的な株主価値を維持向上するために、自己資本当期純利益率(ROE)等の資本生産性の目標水準を定め、資本コストを意識した経営を行う。
- (3) 成長投資や経済環境等の急激な変化に備え、財務体質の健全性を確保し、金融情勢によらず資金調達が可能な評価機関による格付けが維持できる自己資本比率等の水準も設け、資本の最適化を図る。
- (4) 配当方針を定めるとともに、中期経営計画において連結配当性向比率の目標値を定める。
- (5) 自己株式の取得は、株式市場や株価の動向及び財務安定性・手元流動性・投資資金の状況等を勘案し、適時検討する。

【5】 政策保有株式

当社が政策保有株式として保有する上場株式については、次の取り組みを行う。

- (1) 「政策保有株式に関する方針」を定め、当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (2) 原則として、安定株主の形成等を目的とした政策保有株式は保有しない。
- (3) 毎年、取締役会において、経済的合理性(定量面)及び定性的な保有意義の両面から政策保有株式の検証・見直しを行い、「政策保有株式に関する方針」を満たさないと判断された株式銘柄については、売却を進める。
- (4) 政策保有株式に係る議決権行使については、株式発行会社の経営状況、ガバナンス体制及び中長期的な企業価値の向上につながる適切な意思決定の有無並びに当社グループの企業価値の向上につながるか否かの観点を総合的に踏まえ、議案ごとに賛否の判断を行う。
- (5) 政策保有株主から、保有する当社の株式を売却したいとの意向が示された場合、取引の縮減を示唆するなど、相手方の株式売却等を妨げることは行わない。

【6】 当社株式の大量取得行為に対する対応

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する行為(以下「大量取得行為」という。)に対し、次の通り対応する。

- (1) 大量取得行為に応じるか否かは、最終的に株主の意思により判断されるものとし、いわゆる「買収防衛策」を導入しない。
- (2) 大量取得行為を行おうとする対象者に対し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量取得行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めたうえで、当該大量取得行為に対する当社取締役会の意見などを開示することにより、株主が当該大量取得行為の是非を検討するために必要な期間及び情報の確保に努めるとともに、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じる。

【7】株主の利益を害する可能性のある資本政策

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を実施する場合は、取締役会において、独立社外役員の意見を踏まえ、その必要性及び合理性について十分な審議を行う。また、実施する場合は、実施の目的、必要性及び合理性等について速やかに情報開示を行うとともに、必要に応じて、株主総会や決算説明会等の場で十分な説明を行う。

【8】関連当事者間取引

関連当事者間の取引を行う場合には、係る取引が会社及び株主共同の利益を害することがないように、次の体制とする。

- (1) 当社が役員または役員が実質的に支配する法人との間あるいは主要株主との間で利益相反取引に該当する行為を行う場合は、事前の取締役会の承認及び事後の結果報告を行う。
- (2) 関連当事者間の取引の有無を把握するため、毎年、当社の取締役、監査役及び執行役員並びにグループ会社の役付取締役に対して書面調査を実施し、回答内容について確認を行い、必要な措置を講じる。
- (3) 関連当事者間取引を行う場合の取引条件等は、第三者との取引条件と同水準とする。
- (4) 関連当事者間の取引については、有価証券報告書等において開示する。

第Ⅲ章 株主以外のステークホルダーとの協働

当社グループは、キッツグループ企業理念体系に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、社員、顧客、取引先、債権者及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの協働に努めるとともに、これらのステークホルダーからの期待に応えることで、企業の社会的責任を果たす。

【1】 サステナビリティを巡る課題への対応

社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題に積極的・能動的に取り組むため、業務執行取締役、執行役員及びグループ会社の社長で構成する「全社サステナビリティ推進委員会」を設置し、サステナビリティ推進方針及びESG（環境・社会・ガバナンス）に関わるマテリアリティの共有、評価の指標策定及び共有並びに推進計画の進捗管理を行う。

【2】 顧客との関係

顧客の幅広いニーズに対応する製品・サービスを提供することにより、顧客満足の上昇に努めるとともに、公正かつ健全な取引関係の維持に努めるため、次の取り組みを行う。

- （1） 市場競争力のある価格で、納期を遵守し安定的な供給を確保するため、品質マネジメントシステム等の品質管理と品質保証体制の継続的な改善と品質の維持向上に努める。
- （2） 各国において適用されている公正な競争に関する法令及び規制を遵守し、公正で自由な競争を阻害する行為は行わない。
- （3） 海外輸出にあたり、安全保障貿易管理委員会を設置し、適切な安全保障貿易管理を実施する。
- （4） 事業活動を行う国や地域の法令・規制を遵守するとともに、不正行為の防止を社員に周知し、コンプライアンス意識の高揚を図る。
- （5） 不適切な利益授受の禁止を徹底し、「キッツグループ・コンプライアンス行動規範」に基づいた公正かつ適正な取引関係の維持に努める。

【3】 取引先との関係

取引先との健全かつ良好なパートナーシップを構築し、その関係を維持するため、次の取り組みを行う。

- （1） 取引先における法令遵守、環境安全及び人権尊重などに配慮したうえで、品質、価格、納期、サポートなどを総合的に判断した公正かつ適正な取引を行う。
- （2） 取引先との公正かつ適正な取引を行うため、「サプライヤー・ガイドライン」を策定し、当社ウェブサイトにおいて開示するとともに、取引先の協力が得られるよう努める。

【4】 地球環境問題への取り組み

地球環境問題への取り組みが企業の存続と活動に必須の条件であることを十分に認識し、環境への取り組みを次の通り行う。

- （1） 中期経営計画に、グループ環境経営の推進を経営基盤の強化の主要項目として位置付ける。
- （2） 環境方針を制定し、当社グループに周知するとともに、当社ウェブサイトにおいて開示する。
- （3） ISO14001を基軸にグローバルな環境マネジメントシステムを運用する。
- （4） 環境に配慮した商品・サービスの開発及び提供を行う。
- （5） 環境負荷の少ない材料、部品及び包装材等のグリーン調達や製品に含まれる環境に悪影響を及ぼす可能性のある化学物質の削減・不使用を推進する。
- （6） 気候変動に係るリスク及び収益機会が当社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の枠組みに基づく情報開示の質と量の充実に計画的に進める。

【5】 地域社会との関係

地域社会との共生を実現するため、次の通り、社会貢献活動を推進する。

- (1) 「社会貢献活動基本方針」を策定し、当社ウェブサイトを開示する。
- (2) 当社独自の地域社会への貢献活動に積極的に取り組む。
- (3) 全グループの社員が地域社会への貢献活動に取り組める環境づくりに努める。

【6】 社員との関係

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、次の通り、人権の尊重及び多様な人材確保について適切な対応を行う。

- (1) グループの人権尊重に関する基本的な考え方及び推進状況を当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (2) 人材戦略及び多様性の確保の実現を図るため次の取り組みを行う。
 - ① 時代と経営の変化に対応できる人事制度改革を推進する。
 - ② 「グローバル人事ポリシー」を策定し、当社ウェブサイトにおいて開示する。
 - ③ 多様な人材の確保に向けた人材育成に関する基本的な方針及び取組状況を当社ウェブサイトにおいて開示する。
 - ④ 女性・外国人・中途採用者の管理職への登用に関する基本的な方針及び自主的かつ測定可能な目標とその状況を当社ウェブサイトにおいて開示する。
 - ⑤ 人的資本の重要性を踏まえ、効率かつ生産性を向上させる多様な働き方改革の推進、労働安全の確保、健康経営の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、労働環境の整備、有給休暇取得・残業時間削減の推進など、社員一人ひとりが能力を発揮し、モチベーションの向上を図り、最大の成果を創出する職場環境を整備し、その取組状況を当社ウェブサイトにおいて開示する。
 - ⑥ 入社ガイダンス及び入社時各種研修、階層別の人材教育や専門能力の習得など、各種研修の機会を提供する。

【7】 アセットオーナーとしての役割

企業年金の運用等においてアセットオーナーとして期待される役割を果たすため、次の取り組みを行う。

- (1) 当社の退職年金制度は、当社が独自に運用する確定給付企業年金(当社が運用選定先に委託して当社の運用方針のもとに委託先が運用する)と確定拠出企業年金(前払い退職金を社員個人の責任で運用する)の二本立てを採用する。
- (2) 確定給付企業年金の運用にあたり、次の施策を実施する。
 - ① 当社の企業規模や業務の専門性を踏まえ、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、資産運用等に関する専門性を有する人材の計画的な登用や育成を行う。
 - ② 資産運用の継続性かつ安定性の確保を図るため、資産運用委託先における運用状況を定期的にモニタリングし、検証する。
 - ③ 年金資産構成割合及びその変更については、毎年、年金資産運用に係る検討会議を開催し、慎重に検討のうえ、決定する。
 - ④ 利益相反を回避するため、年金資金個別の銘柄選定や議決権の行使については運用委託先の判断基準に委ねる。

第Ⅳ章 適切な情報開示

当社は、法令に基づく情報の開示を適切に行うとともに、経営戦略、経営課題、事業のリスクと機会、サステナビリティ及びガバナンス等の非財務情報の開示の質と量の充実を進め、情報の利用者にとって付加価値の高い内容となるよう配慮する。

【1】 情報開示の充実

当社は次の通り情報の開示を行う。

- (1) キッツグループ企業理念体系のほか、「コーポレート・ガバナンス基本方針」及び「コーポレートガバナンス・コード実施状況表」を当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (2) 中期経営計画をはじめ、資本効率性指標、財務指標及びESG関連指標等の情報を当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (3) 「内部統制基本方針」を定め、当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (4) 取締役会及び監査役会の構成並びに役員の選解任について定める「役員選解任方針」を策定し、当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (5) 取締役の多様性及びスキルのバランスを可視化するための「取締役のスキル・マトリックス」を策定し、当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (6) 「社外役員独立性判断基準」を定め、当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (7) 株主総会における取締役・監査役の候補者とした理由を株主総会招集通知において開示する。
- (8) 「取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針」を定め、当社ウェブサイト及び有価証券報告書において開示する。
- (9) 「政策保有株式に関する方針」を定め、当社ウェブサイトを開示するとともに、株式の保有状況を有価証券報告書において開示する。

【2】 英文による情報開示

当社は、外国人株主・海外投資家向けに財務情報、決算情報及び適時開示情報のうち必要と認める情報、統合報告書、環境報告書ダイジェスト並びに株主総会招集通知などの英語版の情報を当社ウェブサイトにおいて開示する。

第Ⅴ章 ガバナンス(統治機能)

当社は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、経営の健全性、遵法性及び透明性を継続して確保するとともに、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべくコーポレート・ガバナンス(企業統治体制)を構築する。

【1】 機関設計・基本的枠組み

当社の機関設計及びガバナンスの基本的枠組みは次の通りとする。

- (1) 当社は、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を選択し、実効性のある企業統治機能を構築する。
- (2) 東京証券取引所が定める社外役員の独立性判断基準よりさらに厳しい判断基準を設定した当社の「社外役員独立性判断基準」を策定し、当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (3) 会社法に定める社外役員の要件、東京証券取引所が定める社外役員の独立性判断基準及び当社の「社外役員独立性判断基準」の要件を充足する社外役員を選任し、企業統治機能の強化を図る。
- (4) 取締役会は、取締役、監査役及び執行役員の選解任等について審議・答申する「指名委員会」、取締役及び執行役員の報酬について審議・答申する「報酬委員会」をそれぞれ設置し、客観性・公正性・透明性の確保を図る。
- (5) 執行役員制度を採用し、業務執行に係る意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行取締役及び執行役員で構成する経営会議を毎月開催し、業務執行に関する重要事項の決定及び重要な経営課題に関する審議を行う。

【2】 取締役会・取締役

1. 取締役会の役割・責務

取締役会の基本的な役割・責務は次の通りとする。

- (1) 株主に対する受託者責任を踏まえ、会社法及び取締役会規程に基づき、会社及び株主共同の利益確保の観点から意思決定を行う。
- (2) 内部統制基本方針を制定し、適切な内部統制のもとで迅速かつ効率的な業務執行を行うとともに、内部統制の機能について定期的に検証する。
- (3) 「指名委員会」の答申を踏まえ、取締役及び監査役の候補者の指名並びに執行役員の選任、取締役、監査役及び執行役員の解任について決定する。
- (4) 「報酬委員会」の答申を踏まえ、取締役及び執行役員の報酬について決定する。
- (5) 適切かつ正確な情報開示が行われるよう監督する。
- (6) 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、取締役会規程等の当社関連規程に従い、キッツグループ企業理念体系、経営の基本方針、経営戦略、中期経営計画、年度経営計画、内部統制基本方針、取締役の個人別の報酬内容決定に関する方針、サステナビリティ基本方針、リスクマネジメントその他経営の戦略的方向付けに関する重要事項について審議し、決定するとともに、定期的な検証を行う。
- (7) 中期経営計画の策定を次の通り行う。
 - ① 中期経営計画は、長期経営ビジョン実現のための成長へのステップとして、成長性・収益性・資本効率性・配当性向の定量目標並びに人的資本、研究開発及び知的財産への投資を含む経営資源の配分及び事業ポートフォリオに関する戦略について検討する。
 - ② 当社及びグループ各社は、中期経営計画の達成に向けた諸施策を立案・実行し、取締役会はグループ全社の目標達成に向けた活動支援を行うとともに、目標達成の進捗状況について検証する。
- (8) 取締役会付議事項を「取締役会規程」に定め、取締役会は法令及び定款に定められた事項、株主総会、決算、役員、株式、人事・労務・組織、事業、固定資産等の取得・処分、資金に関する事項等について決定する。

- (9) 「職務権限規程」及び「稟議規程」などの各種社内規程を定め、業務執行取締役、執行役員及び事業組織に対する委任の範囲を明確にすることにより、権限委譲を進め、意思決定の迅速化を図る。
- (10) 業務執行に関わるリスクテイクについては、過度に回避することなく、企業価値の向上に資するか否かの観点から多角的かつ前向きな検討を経て決定するとともに、決定後の業務執行に係る迅速・果斷な意思決定を支援する。
- (11) 最高経営責任者等の後継者を育成するために、必要な選抜教育、キャリア形成を目的としたジョブローテーション及びその他の方法による育成プログラムを実行する。
- (12) 「グループ会社規程」に基づき、連結経営を推進し、当社グループ全体の価値最大化を図る。
- (13) 会社と関連当事者間の取引については、実体の把握を行い、必要な措置を講じる。

2. 取締役会の構成

取締役会の構成は次の通りとする。

- (1) 取締役の員数は、定款の定めにより9名以内とする。
- (2) 取締役会は、3分の1以上を独立社外取締役とする。
- (3) 取締役会は、「役員選解任方針」及び「取締役のスキル・マトリックス」を踏まえ、中長期的な企業価値向上の実現を図るために必要な知識・経験・能力・専門性を全体としてバランスよく備え、ジェンダーや国際性・職歴・年齢等の面を含む多様性と適正規模の両立を実現する構成とする。

3. 取締役の役割・責務

取締役は、その受託者責任を果たすため次の役割を担う。

- (1) 社外取締役以外の取締役は、職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くすとともに、他の業務執行取締役の業務執行状況を相互に監督する。
- (2) 社外取締役の役割は次の通りとする。
 - ① 取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行決定に関して、独立した立場から議決権を行使することなどを通じて経営を監督し、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させるよう努める。
 - ② 取締役、監査役及び執行役員の選解任プロセス並びに取締役及び執行役員の報酬の決定プロセスに関与することを通じて経営を監督する。
 - ③ 経営効率の向上のための提言・助言を行う。
 - ④ 当社と関連当事者との間の利益相反を監督する。
- (3) 社外取締役は、原則として、他の上場企業の業務執行取締役(執行役・執行役員を含む)または常勤監査役でないことに加え、他の法人の社外役員の兼任は当社を含めて4社以内とする。また、社外取締役以外の取締役は、原則として、当社グループを除き、他の法人の役員の兼任はしないものとする。

4. 指名委員会・報酬委員会

「指名委員会」及び「報酬委員会」は次の通り運営する。

- (1) 「指名委員会」及び「報酬委員会」は、当社の「指名委員会規程」及び「報酬委員会規程」により運営する。なお、それぞれ委員会は、取締役会長及び独立社外取締役で構成し、過半数を独立社外取締役とし、独立社外取締役の中から互選により委員長を選定する。ただし、取締役会長が空位の場合は取締役社長を委員とする。
- (2) 「指名委員会」は、当社が定める「役員選解任方針」に基づき、取締役及び監査役の候補の指名、CEOまたは代表取締役、業務執行取締役及び執行役員の選定・解職並びに次世代の最高経営責任者育成計画を含むサクセッションプラン等に関する事項について審議し、取締役会に答申する。
- (3) 「報酬委員会」は、取締役の報酬枠の改定に係る株主総会議案並びに取締役及び執行役員の報酬等に関する事項について審議し、取締役会に答申する。

5. 取締役会の運営

取締役会の運営の円滑化及び審議の活性化を図るため次の取り組みを行う。

- (1) 取締役会は、原則として、毎月定例取締役会を、四半期ごとに決算取締役会を、必要に応じて随時に臨時取締役会を、それぞれ開催する。
- (2) 取締役会は、決議事項や報告事項を合わせた審議項目数については開催時間とのバランスを考慮し、一つの審議事項に十分な審議時間を確保する。
- (3) 取締役会における意思決定が円滑にできるよう、招集通知を含む取締役会の資料を原則として会日の3日前までに配布する。
- (4) 社外取締役及び社外監査役に対し、必要に応じて、議案等に関する情報や資料を提供して事前に説明を行い、取締役及び監査役が会社の対処すべき経営課題を理解し、適切かつ適確な意思決定ができるように支援する。

6. 取締役会の実効性評価

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、取締役会全体の機能向上を図ることを目的として、経営戦略の策定及び進捗管理、取締役会の構成及び監督機能、指名委員会・報酬委員会の機能、取締役・監査役・執行役員の選解任及び報酬の決定に関する手続き、内部統制の整備・運用、監査役・監査役会の機能及び監査役・社外取締役・内部監査室の連携、社外取締役の役割及び独立性、取締役会の審議の活性化、取締役・監査役に対するトレーニング及び投資家との対話を含む株主その他ステークホルダーへの対応等を主要なカテゴリーとする「取締役会の実効性に関するアンケート評価」を実施し、その調査結果に基づく分析・評価を行うとともに、必要に応じて改善を加える。

7. 取締役の報酬

次の事項を基本とする「取締役の個人別の報酬決定に係る方針」を定め、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示する。

- (1) 当社の取締役(社外取締役を除く、以下同じ)の主な機能が当社グループの経営に対する監督であり、かつグローバルに展開する当社グループ及び各事業の業務執行の中核を担う経営層であることに鑑み、優秀な人材を当社の取締役として確保するとともに、当社グループの経営に対する監督機能及び短・中長期の業績向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを取締役報酬決定に関する基本方針とする。
- (2) 取締役の報酬等の構成を定額基本報酬、業績連動報酬(賞与)及び業績連動型株式報酬とし、各報酬項目の水準及び構成比については、国内外企業経営者の報酬に関する調査に基づき適切に設定する。
- (3) 社外取締役の報酬は、基本報酬のみとし、賞与・株式報酬等の業績連動型報酬は適用しない。

【3】 監査役会・監査役

1. 監査役会の役割・責務

監査役会の基本的な役割・責務は次の通りとする。

- (1) 監査報告の作成、常勤監査役の選定・解職並びに監査計画の策定、業務及び財産状況の調査方法その他の監査役の職務執行に関する事項を決定する。
- (2) 監査役監査基準、監査計画及び役割分担に従い、重要な会議への出席や事業所・グループ会社往査など調査権を行使して取締役の職務の執行を監視し、善管注意義務等の法的義務の履行状況について検証するとともに、必要な審議を行う。
- (3) 会計監査人の選解任並びに会計監査人の品質管理体制及び独立性等を確認するとともに、会計監査人の職務遂行の状況を監視し、その監査の結果の相当性を検証する。また、会計監査人の再任の適否を事業年度ごとに審議するとともに、監査計画の相当性と監査報酬の妥当性について審議する。

2. 監査役会の構成

監査役会の構成は次の通りとする。

- (1) 監査役の員数は、定款の定めにより5名以内とする。
- (2) 監査役会は、半数以上を社外監査役で構成し、そのうち1名以上を独立役員とするよう努める。
- (3) 監査役会は、「役員選解任方針」を踏まえ、監査役の役割・責務を果たすために必要な知識・経験・能力・専門性を全体としてバランスよく備える構成とする。なお、財務・会計に関する十分な知見を有する者1名以上を含める。

3. 監査役(常勤監査役・社外監査役)の役割・責務

監査役は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立の機関として、次の役割を担う。

- (1) 取締役会における業務執行取締役の報告義務の履行状況と社外取締役を中心とした取締役相互の経営監督機能の実効性の監視に加え、意思決定プロセスと決定内容の適法性・妥当性について検証する。
- (2) 常勤監査役は、監査環境の整備を行うほか、常勤者としての特性を活用し、内部統制システムの構築・運用の状況を含めた取締役の職務執行の日常的監視に加え、当社及びグループ各社の取締役等との意思疎通を図ることによる社内情報の収集を行う。
- (3) 社外監査役は、豊富な専門性・経験・見識を活かし、実効性の高い監査を行うほか、公正中立的な立場から取締役の職務の執行を監視するとともに、提言・助言を行う。
- (4) 社外監査役は、原則として、他の上場企業の業務執行取締役(執行役・執行役員を含む)または常勤監査役でないことに加え、他の法人の社外役員の兼任が当社を含めて4社以内とする。また、常勤監査役は、原則として、当社グループを除き、他の法人の役員の兼任はしないものとする。

4. 監査役の報酬

監査役の報酬は、監査役の協議により決定する。ただし、賞与・株式報酬等の業績連動型報酬は適用しない。

【4】 会計監査人による適正な監査の確保

会計監査人による適正な監査を確保し、当社グループの財務情報の信頼性を担保するため、次の取り組みを行う。

- (1) 会計監査人は、監査役会及び内部監査室と連携し、適正な監査を行うことができる体制を確保する。
- (2) 会計監査人は、独立性及び専門性を確保し、会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守する。
- (3) 監査役会は、監査役監査基準に会計監査人候補の選定と評価に関する基準を定め、監査役は、会計監査人の独立性、適格性、専門性等及び監査品質の適切性、妥当性、有効性、効果性並びに監査品質を確保するために必要十分な監査体制と監査時間を見込んでいるかなどについて評価する。
- (4) 監査役会は、会計監査人の監査実施状況及び監査報告等を通じて職務の実施状況の把握・評価を行う。
- (5) 監査役会は、高品質の監査を可能とするため、次の取り組みを行う。
 - ① 監査役会は、監査スケジュールの策定において、十分な監査時間が確保できるよう、会計監査人との事前協議を行う。
 - ② 会計監査人から要請がある場合、監査役会は社長その他の役員と面談を行う。
 - ③ 会計監査人が不正を発見し、適切な対応を求めた場合または不備等の問題点を指摘した場合、監査役会は、常勤監査役を中心として、内部監査室や関連部門と連携を密にし、調査を行うとともに必要な是正を求める。また、これらの調査・是正については、社長が各業務執行取締役及び執行役員に指示し、調査・是正を行うとともに、その結果について監査役会に報告を行う。

【5】 会計監査人・監査役・独立社外取締役・内部監査室の連携

監査役会は、会計監査人、監査役、独立社外取締役及び内部監査室の連携を図るため、次の取り組みを行う。

- (1) 会計監査人、監査役及び内部監査室の連携を図るため、三様監査会合を定期的に行い、各監査機関の報告並びに情報及び意見の交換を行う。
- (2) 会計監査人、監査役、独立社外取締役及び内部監査室の連携を図るため、四様監査・監督会合を年数回程度開催し、情報の共有及び意見の交換を行う。

【6】 内部統制システムの運用

取締役会は、「内部統制基本方針」に基づき、適切な内部統制のもとで迅速かつ効率的な業務執行を実現するため、次の取り組みを行う。

- (1) 「内部統制基本方針」を当社ウェブサイトにおいて開示する。
- (2) 当社及びグループ会社の内部統制に関わる監査状況並びに抽出された問題点についての調査、分析及び評価の結果等に関する内部監査室からの報告を踏まえ、その対応策について審議・決定する。
- (3) 内部監査室は、三様監査会合及び四様監査・監督会合の構成員として会計監査人、監査役及び独立社外取締役に直接報告する体制及び取締役会に陪席して内部監査の状況を直接報告できる体制とする。
- (4) 経営の適切な意思決定に係る重要事項については、内部統制、クライシス、リスクマネジメント、コンプライアンス、サステナビリティ及び投融資審査等に関する専門委員会を設置し、適正性及びリスク等について評価及び実施の有無についての方針を決定する。
- (5) 自然災害、事故及び人為的災害等のリスクの顕在化を未然に防止あるいは被害を最小限にするため、リスク評価に係る基本な方針及び評価基準に基づき、次の通り経営レベルでの適切なリスクマネジメントを実施する。
 - ① 「リスクマネジメント基本方針」を策定し、当社ウェブサイトにおいて開示する。
 - ② リスクマネジメント担当執行役員を選任するとともに、リスクマネジメントを統括する部門を設置し、リスクマネジメントを推進する。
 - ③ 事業本部・グループ各社単位でリスク評価を行い、経営会議における主要リスクの特定と対策立案の審議を経て、最終的に取締役会において重大リスクの特定及び対策実施の方針を決定する。
 - ④ 事業継続に著しい支障をきたす可能性がある自然災害等への危機管理に対応するため、大規模地震及び気候変動による風水・雪害を防止する対策あるいは事業継続のための計画（BCP）見直しなどを常時進める。
 - ⑤ 内部監査室による内部監査を通じて、リスク管理の運用状況を監督する。
- (6) 当社が担う社会的な責任を自覚し、その基礎となるコンプライアンス経営を推進するため、次の取り組みを行う。
 - ① 社長を委員長とし、クライシス、リスクマネジメント及びコンプライアンスを所管する「C&C（Crisis & Compliance）管理委員会」により、コンプライアンス経営推進を主導する。
 - ② 「キッツグループ・コンプライアンス行動規範」を定め、キッツグループ企業理念体系とともにコンプライアンスガイドブックに掲載し、社員向けコンプライアンス研修において教育する。
 - ③ コンプライアンス経営の浸透度確認、潜在的なコンプライアンスリスクの可視化及びコンプライアンス教育を実施するための重点分野の模索等を目的として、当社及びグループ会社の社員を対象とするコンプライアンスアンケートを実施し、これに基づき必要とする適切な対策を実施する。
- (7) 社員からの違法または不適切な行為等の情報及び相談を受ける内部通報制度を導入し、次の取り組みを行う。
 - ① 社員が不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為及びそのような疑いがある情報について通報あるいは相談することができるよう、C&C管理委員会の直轄下に内部通報受付窓口として「コンプライアンス・ヘルプライン」を設置し、適切に運用する。
 - ② 内部通報受付窓口は、当社及びグループ各社に設置するほか、弁護士事務所にグループ共通で利用できる受付窓口を設置する。
 - ③ 内部通報の内容及びその対応状況について、定期的に取り締役に報告する。
 - ④ 「コンプライアンス・ヘルプライン」について、グループの全社員を対象とするコンプライアンスガイドブック、リーフレット及び社内ポータルサイト等に掲載することにより、全社員に広く告知する。
 - ⑤ 受け付けた通報情報は、対応方針の決定を踏まえ、速やかに事実関係を調査し、必要に応じて是正等の措置を行う。なお、情報提供者のプライバシーを秘密に保持し、情報提供による不利益な取扱をしないよう管理を徹底する。

【7】取締役・監査役のサポート体制

取締役・監査役の支援として次の取り組みを行う。

- (1) 経営企画部長は、社外取締役とその他の役員との連携を促進するため、その連絡・調整を行う。
- (2) 取締役・監査役が任務遂行にあたり、取得している会社の情報に不足があり、追加の情報提供を求める場合、取締役については経営企画部及び関連する部門が、監査役については監査役室が、それぞれ直接または間接に適時・適切な情報提供を行う。
- (3) 社外取締役及び社外監査役が、随時、意思決定に必要な情報を入手できるよう、各種会議体への出席やグループ会社を含む各事業所への往訪などを可能とする。
- (4) 取締役及び監査役が、適正かつ適確な判断を必要とする業務上の課題に関し、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家の意見を会社の費用で聴取することを可能とする。

【8】取締役・監査役のトレーニング体制

取締役及び監査役に対するトレーニングメニューとして、次の取り組みを行う。

- (1) 業務執行取締役及び常勤監査役については、必要な知識の習得や自己研鑽のため、役員就任後または役員候補者の段階から外部教育機関の研修及びテーマ別に外部講師を招聘して開催する経営研究会に参加する機会を設ける。
- (2) 社外取締役及び社外監査役については、当社及びグループ会社について理解を深めることができるよう、就任後に会社の事業、財務、組織等に関する必要な情報を把握し、理解するため、当社が属する業界、当社の歴史・事業概要・キッツグループ企業理念体系・長期経営ビジョン・中期経営計画・ガバナンス体制・コンプライアンス体制等について説明する機会を設ける。また、国内・海外の各事業所見学を実施し、事業内容の把握と各事業所幹部との交流の機会を設けることに加え、取締役・監査役を対象とする研修会にも参加する機会を設ける。

以上

本方針の制定・改定の履歴

2021 年 11 月 10 日 制定・適用